

大通達甲（警）第11号
平成29年4月4日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年

本部各課・所・隊・室長
警察学校長 殿
各警察署長

警察本部長

大分県警察における働き方改革の推進について（通達）

県警察においては、職員の心身の健康維持及び士気の高揚、優秀な人材の確保並びに女性職員の活躍推進の観点から、仕事と私生活を共に充実させるワーク・ライフ・バランスに関する各種取組を推進しているところであるが、長時間労働を当たり前としてきた意識は根強く、取組の趣旨等が、職員一人一人に浸透しているとは言えない状況である。

また、昨年、民間会社の新入社員が過労自殺をした事案が大きな社会問題となり、国においては長時間労働の改善を始めとする働き方改革を推進していることから、県警察においてもワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革を積極的に推進していく必要がある。

こうした状況に鑑み、働き方改革の必要性及び重要性を認識させるとともに、職員の意識改革に資するため、別添のとおり「働き方改革アクションプラン」を策定し、より一層の推進を図ることとしたので、効果的な取組を実施されたい。

(警務課働き方改革係)

※別添省略